予防

ハエ退治と手洗い
すでに百三十名も発生

近頃の赤痢、疫痢等の伝染病は季節を問わず発生していますが、入梅から夏をとおして病菌の最も好む季節でその活動は活発を極め、恐ろしい程の繁殖をします。

一方人体は著気のため体力が衰え発病しても抵抗力が衰え発病しやすい状態となりますので積極的な予防措置をしなければなりません。

伝染病を防ぐにはみなさんがふだんからそれに対する警戒を怠り積極的に予防に努める以外よりよい効果はないです。本市の赤痢患者は一月より発生数は百十三名となっており昨年とくらべますと三十九名増となっております。

赤痢の伝染経路とその予防法は次のとおりであります。

■予防措置

1 ハエの発生防止とぼく滅をすること。

2 手洗いを励行する。

3 暴飲暴食をつゝしむ。寒冷を、下痢・すいみん不足・過労をさけること。

4 常に環境を整備し不潔にならぬようにつとめること。

5 食物はよくかんで食べ煮たて食べ、なま水は飲まないようにし、常に胃腸を丈夫にし健康保持につとめるようにすること。

などがあげられます。

また、休の調がおかしいときは早目に医師の診断を受け市販の薬を自己流に服用しないことも大切です。

（厚生課）

■伝染経路

患者又は保菌者 → 蠅 → ハエ → 水・食物・器物に付着し → 口 → 感染発病

患者又は保菌者 → 手 → 口 → 感染発病

■発病の誘因

蠅 → 暴飲暴食・寒冷・下痢・すいみん・不足過労・不潔生活 → 発病

病菌に対する抵抗力低下 → 発病

百人に一・五人の割
新津市における結核の実態　八百人が自宅治療

市では結核予防法によるレントゲンを七月五日から八月十一日まで市内各会場で行なっていますが、新津市における結核の実態はどんなふうになっているか、本年四月末現在の調べにより見てみましょう。

結核治療学の進歩と早期受診により結核で死ぬ人は年々減ってきましたが、昭和三十三年に実施された結核実態調査によりますと、結核患者数は全国で三百四万人といわれ百人に三人の割合で患者がいることがわかりました。

新津市では百人につき一・五人で全国平均の半分であり、死亡は表①の通り全国並みに減りつゝあります。

病気にかかっているものの年次別数はあまり変化ありません。しかし表②のように「年寄り人の病気」から「年寄り人の病気」にうつってきております。

本年四月末現在の調べでは七百七十七世帯に結核患者がおり、この中二人以上の患者のいる世帯は五十六もあります。患者の総数は八百四十五人で、この中九十八人が入院中であり、七百五十五人が自宅で医療を受けたり経過をみております。医療を受ける必要があるのに自分の誤った判断や経済的理由で治療を受けていないものが二百五人もおります。（表③）

また、人にうつる心配があるのに入院をこばんでいる患者が五十六人もあり、家族等にこうつりやすい状態にあることは全く恐しいことだと思います。

結核による死亡は減りましたが、早く見つけて正しい医療を受けなければ恐しい結果を招くことになります。

この年に一度はレントゲン写真をとって自分の身体を結核から守っていつも健康で明るい毎日を過したいものです。

（保険課）

（表1）年次別結核による死亡数及び患者数

年次	死亡 数	死亡 人口1万人に付	患者 数	患者 人口1万人に付
昭26年	56人	14.7	689人	191
28	29	7.5	741	153
30	19	3.6	806	154
32	25	4.3	886	148
35	18	3.3	830	

（表2）年令階級別に見た患者数

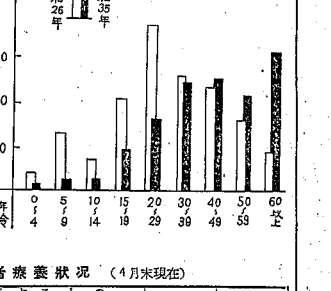

（表3）結核患者療養状況（4月末現在）

総数	医療を要するもの 総数	入院中のもの	自宅にいるもの 排菌しているもの	自宅にいるもの 排菌していないもの	発病のあるもの	恐れるもの	病状が不明のもの
845人	495	90	63	342	344		6

（表4）結核検診受診状況

年次	間接撮影 受診数	間接撮影 率	精密検診 受診数	精密検診 率	発見患者 数	発見患者 率	レントゲンを1回も受けないもの
昭31年	1,556	6.8	43	86.0	8	0.51	21,462
32	18,225	76.0	717	89.3	165	0.96	5,588
34	18,474	83.7	613	89.9	47	0.25	3,605
34	18,708	86.5	661	92.4	37	0.20	1,698
35	17,878	85.5	485	93.4	28	0.15	1,402

商店は50人まで拡大
中小企の退職金制度改正

中小企業の皆さんは若い優秀な従業員を求めるのに苦労なさってはいませんか。また従業員が腰を落ちつけて働めてくれないとうれかと常に心を痛めておられませんか。

これは大企業のようなよい待遇ができないためだと思います。そこで、この相談を解決するための方法として、中小企業に比較し大企業に近い退職金制度が国の援助によって実施できるようになりました。中小企業退職金共済団の退職金共済制度がそれです。従業員に希望をもてたり、職場に安心を与えるのに役立つと思います。

これを大企業のようなこの制度に加入されることをおすすめいたします。

ところで、この制度の内容をより一層充実して全国的に加入してもらうために、皆さんの要望をとり入れた改正法が去る四月一日から施行されて、従業員にとって有利になりました。その主な点は次のとおりです。

1 短期勤続者の退職金を有利にするため、掛金納付月数二年以上三年半までの退職金を増額して、掛金相当額以上の退職金を増額した。（改正前は三年半すべての中小企業者に加入してもらうために、退職金共済制度を作りました。

2 掛金相当額の退職金に対する国庫補助を増額して、掛金納付月数三年以上十年未満の退職者について、二百人、商業・サービス業は五人まで拡大した。（改正前は五年以上十年未満五%）

3 加入できる中小企業者の範囲を、常用従業員二百人、商業・サービス業は五人まで拡大した。（改正前は百人）

4 この改正による退職金額は下表のとおりであります。（商工課）

退職金額早見表（合国庫補助）

掛金 / 月数	200円	300円	500円	800円	1,000円
12月（1年）	720	1,080	1,800	2,880	3,600
24月（2年）	4,800	7,200	12,000	19,200	24,000
36月（3年）	7,580	11,180	18,380	29,180	36,380
60月（5年）	14,590	21,520	35,380	56,170	70,030
84月（7年）	22,790	33,620	55,280	87,770	109,430
120月（10年）	40,640	58,930	95,510	150,380	186,960
180月（15年）	74,400	107,870	174,810	275,220	342,160
240月（20年）	117,560	170,460	276,260	434,960	540,760
300月（25年）	175,330	254,230	412,030	648,730	806,530
360月（30年）	252,670	366,370	593,770	934,870	1,162,270

(1)退職金額は、掛金納付月数によって計算されます。この表は、その主なものを例示したものです。

(2)掛金納付月数11月以下の場合は、退職金は支給されません

扶助三百四十世帯
生活保護の実態　医療費では精神病

三十五年度における生活保護の新規開始は六十五世帯で一か年で約二割が入れかわって、三十六年四月現在三百十九世帯の一千二百十三人が扶助を受けており、これが分類すると第一表のとおりであります。

また、三十五年度中の保護費は三千百八十五万七千円でその内訳は第二表のとおりとなり、さらに医療費の千百五十三万六千九百四十九円の内訳は第三表のとおりであります。（厚生課）

第一表

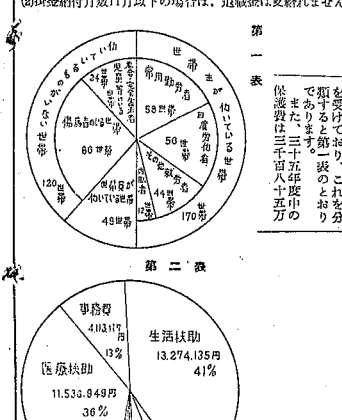

第二表

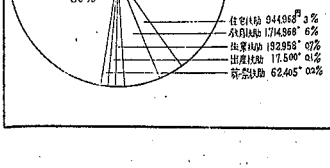

第三表

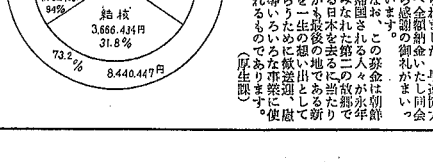

帰国朝鮮人歓送募金にお礼

先般帰国朝鮮人をあたかく送るため他の人が新潟県一日一周朝鮮人帰国協力会主催になり行なわれ行なわれました。

木市でも区長さんを通じてみなさんにこのお願いをしましたところ、七十六円の寄い、浄財が集まりました。

会全額納金いたし同会から感謝の御礼がまいっています。

この募金は別館へ帰国された第二人々が永年住み慣れた故郷で過ごした第二の故郷の新潟を一生の想い出として残しながら故郷の地でもいろいろな事業に使われるものです。（厚生課）

ある日本を去るに当たり最後の地でのお願いとして新潟市に帰送遺骨の収集に協力願いたいものです。（厚生課）